



(別表) (二)

コード	資格区分
(略)	

電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
	35	工事担任者	3年
(略)			

コード	資格区分
(略)	

電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年
	235	工事担任者	3年
(略)			

(別表) (二)

コード	資格区分
(略)	

電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
(略)			

コード	資格区分
(略)	

電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年
(略)			

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

告

示

○内閣府告示第百六十七号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)の一部を次のように改正することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>[第一段落・第二段落 略]</p> <p>特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育(法第七十条第五号)に規定する教育・保育をいう。以下同じ。及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画(法第六十一条第一項)に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(法第六十二条第一項)に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。を定めることとされている。</p>	<p>[第一段落・第二段落 同上]</p> <p>特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育(法第十四条第一項)に規定する教育・保育をいう。以下同じ。及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画(法第六十一条第一項)に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(法第六十二条第一項)に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。を定めることとされている。</p>